

第3期三条市障がい者計画 第6期三条市障がい福祉計画 第2期三条市障がい児福祉計画の検証及び 次期計画の方向性について

1	計画の根拠・期間	1
2	第3期三条市障がい者計画の施策の方向性・主な取組の検証	2
3	第6期三条市障がい福祉計画・第2期三条市障がい児福祉計画の 数値目標の検証	8
4	第4期三条市障がい者計画における施策の方向性	9
5	今後のスケジュール	10

福祉保健部 福祉課
教育委員会 子育て支援課

1 計画の根拠・期間

計画の根拠・期間

計画名	根拠法令	位置付け
三条市障がい者計画	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	重点的に取り組む施策の基本指針として策定するもの
三条市障がい福祉計画	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	国の定める基本指針に則して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「障がい児支援」及び「地域生活支援事業」に係るサービス提供体制の確保や推進に向けた取組の実施計画として策定するもの
三条市障がい児福祉計画	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)	

計画の期間

計画名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
三条市障がい者計画	第 3 期			第 4 期		
三条市障がい福祉計画	第 6 期			第 7 期		
三条市障がい児福祉計画	第 2 期			第 3 期		

※ 3つの計画を一体として策定

2 第3期三条市障がい者計画の施策の方向性・主な取組の検証（全体）

※評価基準…A:計画以上に進捗した、B:計画どおりに進捗した、C:計画どおり進捗しなかった

施策の体系

施策分野	施策の方向性	主な取組	評価	理由
1 相談支援 の充実	① 相談支援専門員の連携体制の充実	地域包括ケアシステムと連動した相談支援体制の整備	B	地域包括ケア総合推進センター内に障がい者基幹相談支援センターを開設し、高齢分野の支援機関と協働する機会が増えたものの、計画相談における人材確保が進んでいないため
	② 相談支援専門員の確保と育成	高齢分野との共働による相談支援の展開	C	
		権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進	B	
2 日常生活 支援の充実	① 重度の方の受皿の確保と支援体制の充実	障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所、医療機関との連携体制の構築	C	生活介護フォローアップ事業アドバイザーにより支援者に対しサービス提供の拡大について助言等のサポートを行ったものの、 <u>行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者の受皿不足が解消していないため</u>
	② 家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応	地域生活支援拠点等の機能強化	B	
3 就労支援・ 雇用促進	① 低単価・低工賃等への対応	工賃等アップのための取組	B	
	② 企業等・福祉との連携と情報共有化のためのネットワークの構築	新たな就労の場の開拓	B	
		障がい者就労の企業への理解の促進	B	
4 障がいの 早期発見・ 確実な 支援	① 早期発見・相談の着実な実施	年中児発達参観の着実な実施	B	各利用児童の障がいに応じたニーズに対し、必要なサービス提供ができていないため
		多職種による子どもの発育・子育て相談の実施	B	
	② 支援体制の充実と支援への確実なつながり	個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上	B	
		特別支援教育に係るスタッフの適切な配置	B	
		支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の確立と適切なつながりの実施	C	

2 第3期三条市障がい者計画の施策の方向性・主な取組の検証（施策分野：1 相談支援の充実）

施策の方向性：①相談支援専門員の連携体制の充実 ②相談支援専門員の確保と育成

現計画の検証

主な取組		地域包括ケアシステムと連動した相談支援体制の整備	高齢分野との共働による相談支援の展開	権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進
検証	実績	<p>◆まるサポネット（キントーン）の運用開始 潜在的な支援を要するケースが顕在化し、関係機関と情報共有することが可能となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.4月運用開始 ・まるサポネット登録ケース数236件、ユーザー数129人（R5.9月現在） <p>◆三条市障がい者基幹相談支援センターの開設 地域包括ケア総合推進センターに開設し、多職種連携により、サービスの質の向上につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3.4月開設 	<p>◆三条市障がい者基幹相談支援センターの開設（再掲） 地域包括ケア総合推進センターに開設し、多職種の連携により、サービスの質の向上につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3.4月開設 <p>◆圏域単位での相談支援事業の実施 まるサポネットの運用開始に伴い、高齢分野を始めとする他分野との連携により、サービスの質の向上につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5圏域（嵐北、嵐南、東・大島、下田、栄） ・6分野（高齢、障がい、生活困窮、債務整理・権利擁護、保健・医療、子育て） <p>◆相談支援事業委託の適正化 相談支援事業委託について、業務量に応じた人員配置などの見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度から 	<p>◆ともまち条例の制定 障がいを理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に寄与することを目的に条例を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.4月施行 <p>◆弁護士相談支援業務の開始 新潟県弁護士会と連携協力に関する協定を締結し、法的知見を踏まえた権利擁護支援を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.4月開始 <p>◆虐待防止体制の強化 障がい者の虐待において、地域の虐待防止体制を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待通報件数 R3年度実績10件、R4年度実績25件
	評価	B	C	B
	課題	<p>◆まるサポネットの運用開始により、相談支援の業務量が増加の傾向にある。</p> <p>◆基幹相談支援センターについてアドバイス機能の一部に不足が生じている。</p>	<p>◆基幹相談支援センターについてアドバイス機能の一部に不足が生じている。（再掲）</p> <p>◆一般相談について、まるサポネットの運用開始により、相談支援の業務量が増加の傾向にある。（再掲）</p> <p>◆計画相談について、人員の確保が進んでいない。</p>	<p>◆ともまち条例に基づく取組について、より効率的・効果的な取組となるよう、改善が必要である。</p> <p>◆虐待通報件数の増加により、業務量が増加の傾向にある。</p>
今後の取組の方向性	<p>◆支援機関に重複業務（ケース記録データ）の整理を促し、事務の改善を図る。</p> <p>◆相談支援専門員の負担軽減策を検討する。</p> <p>◆基幹相談支援センターのアドバイス機能を補完する取組を進める。</p>	<p>◆計画相談について、相談支援専門員の育成・確保を事業者に促す。</p>	<p>◆ともまち条例に基づく取組について、改善しながら着実に進める。</p>	

2 第3期三条市障がい者計画の施策の方向性・主な取組の検証（施策分野：2 日常生活支援の充実）

施策の方向性：①重度の方の受け皿の確保と支援体制の充実 ②家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応

現計画の検証

主な取組		障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所、医療機関との連携体制の構築	地域生活支援拠点等の機能強化
検証	実績	<p>◆介護保険事業所との連携 介護保険サービス事業所において、障がい福祉サービス提供可能施設が増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型生活介護サービス事業所数 1か所（計画期間内1か所増） ・基準該当生活介護サービス事業所数 11か所（計画期間内3か所増） <p>◆医療機関との連携 地域自立支援協議会委員に医療関係者を追加することで、連携に向けた環境整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.4月から <p>◆生活介護事業所の新規開設 ・生活介護事業所数 9か所（計画期間内2か所増）</p> <p>◆生活介護フォローアップ事業の実施 強度行動障がいについて、生活介護事業所に対し、適切な支援や効率的な運営に関する助言等のサポートを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度実施 サポート事業所数 6事業所 	<p>◆緊急時の受入体制の充実 緊急受入に係る協定締結事業所数が増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入可能事業所数 6か所（計画期間内1か所増） ・受入実績：1人（R4年度実績） <p>◆地域生活支援拠点等事業所の登録体制整備 ・R3.4月登録開始 ・登録事業所数 17事業所（R5.4月時点）</p> <p>◆介護保険サービスへの円滑な移行 65歳に到達した障がい者に対し、相談支援専門員等を通じて介護保険制度への移行に関する働きかけを行った。</p>
	評価	C	B
	課題	◆ 重度の障がい者、強度行動障がい者及び医療的ケア者の生活介護サービスの受皿が不足している。	◆ R2年度の緊急時受入体制の整備以降、登録情報の更新がされていない利用者が散見された。
今後の取組の方向性		<p>◆重度の障がい者について、引き続き受皿の確保に努めるとともに、生活介護従事者の負担軽減策を検討する。</p> <p>◆強度行動障がい者及び医療的ケア者について、市内外の事業所に対して、受皿の確保に向けた新たな事業展開に関する働きかけを行う。</p> <p>◆介護保険事業所に対し、引き続き共生型生活介護サービス及び基準該当生活介護サービスへの参入を促進する。</p>	◆ 緊急受入を円滑に行うため、利用者の登録情報を定期的に更新する。

2 第3期三条市障がい者計画の施策の方向性・主な取組の検証（施策分野：3 就労支援・雇用促進）

施策の方向性：①低単価・低工賃等への対応 ②企業等・福祉との連携と情報共有化のためのネットワークの構築

現計画の検証

主な取組		工賃等アップのための取組	新たな就労の場の開拓	障がい者就労の企業への理解の促進
検証	実績	<p>◆サポート交付金の交付 障がい者の経済的な自立を図るための活動に対しサポート交付金を交付した。 ・R4年度実績 6事業 1,813千円</p> <p>◆障がい者就労施設等からの物品の優先調達 市役所において物品等の調達方針を定め、物品等の優先調達を実施した。 ・R4年度実績 3,979千円</p> <p>◆工賃アップの取組 福祉ギャラリー、自動販売機、カプセルトイの設置や虹のマルシェの定期開催など、販売機会を創出した。 ・R4年度売上実績 2,120千円</p>	<p>◆ロースタリー型障がい者雇用支援サービス『BYSN』による雇用創出 ・R4.2月 (株)スタートラインと包括連携協定を締結 ・R4.9月 (株)スタートラインを誘致し、須頃地内に『BYSN』を開設 ・契約企業 14/33区画 (R5.9月時点)</p> <p>◆特別支援学校等との情報交換 卒業後の希望進路について、学校・福祉サービス事業所等で定期的に情報交換を行った。(年2回)</p>	<p>◆共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)認証制度の創設 事業者の合理的配慮を意識付けするためのツールとして、認証制度を創設した。 ・R5.8月創設</p> <p>◆就労移行における支援プログラムの改善 就労移行支援において、精神・発達障がい向けの支援プロセスを取りまとめ、関係者で共有した。</p>
	評価	B	B	B
	課題	<p>◆就労B型の作業工賃について、年々増加しているものの県平均を下回っている。 ・令和4年度工賃実績 新潟県 15,882円/月 三条市 15,064円/月</p>	<p>◆障がい福祉サービス利用者の一般就労への移行が想定よりも少ない。</p>	<p>◆就労移行の支援プログラムについて、精神・発達障がいの特性やニーズに対応できていない。</p>
今後の取組の方向性		<p>◆引き続き、サポート交付金を活用した工賃アップの取組を推進する。 ◆製造品の販売機会の充実を図る。</p>	<p>◆障がい福祉サービス利用者の一般就労への移行を促進する。</p>	<p>◆精神・発達障がいの特性やニーズに対応した支援プログラムの導入を進める。</p>

2 第3期三条市障がい者計画の施策の方向性・主な取組の検証（施策分野：4障がいの早期発見・確実な支援）

施策の方向性：①早期発見・相談の着実な実施 ②支援体制の充実と支援への確実なつなぎ

現計画の検証

主な取組		年中児発達参観の着実な実施	多職種による子どもの発育・子育て相談の実施	個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上
検証	実績	<p>◆年中児発達参観の実施</p> <p>市内保育所（園）等32施設中、31施設で実施した。</p> <p>未実施の1園はR5から実施予定</p>	<p>◆子育て相談の実施</p> <p>臨床心理士及び言語聴覚士の相談会を実施した。</p>	<p>◆各種研修会の実施</p> <p>発達支援コーディネーター研修を実施した。（養成・スキルアップ）</p>
	評価	B	B	B
	課題	<p>◆子どもの発達障がいは、早期発見、早期支援が重要であり、これまで年中児発達参観により顕在化に努めてきた。しかし、参観時のみで様々な姿を呈する子どもの発達を捉えることは難しく、その後の保育所等との連携の中で支援の方向性を検討する必要があるケースも多く見られている。引き続き参観従事者及び現場の保育士等の子どもの姿を捉える力やアセスメント力を維持向上していく必要がある。</p>	<p>◆子どもの発達、心理面やことばの発音などの相談を保健師や臨床心理士等で随時実施してきた。しかし、子どもの表す姿の多様化により、従事する専門職のスキルアップや事後のフォローの充実が必要である。</p>	<p>◆様々な要因により子どもの表す姿は多様化しており、子どもを理解するスキルが必要とされている。</p>
今後の取組の方向性	<p>◆研修等の実施により子どもの姿を捉える力を身につけながら、今後も重要な気づき事業として確実に実施していく。</p>	<p>◆今後も子どもの発育や子育てなどで悩む方へ適切な支援ができるよう、引き続き相談体制を継続するとともに、従事職員の研修等の実施に加え、多様化するケースの状況に対応できるよう医療や療育につながらないケースへの支援方法についても検討していく。</p>	<p>◆保育現場の課題を捉えた中で、発達支援コーディネーター機能の充実や発達支援に関する研修など保育士の資質向上を図る。</p> <p>◆保育者人材育成計画に基づきキャリアステージに応じた子どもの理解を図る研修等を検討する。</p>	

主な取組		特別支援教育に係るスタッフの適切な配置	支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の確立と適切なつなぎの実施
検証	実績	<p>◆特別支援サポーターの定員の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員に満たない中ではあったが、小・中・義務教育学校の実態に合わせて配置を行った。 ・小・中・義務教育学校に配置する特別支援サポーターの定員を73人（前年度比8人増）とした。 R3年度65人を配置 R4年度69人を配置 <p>◆各種研修の実施</p> <p>特別支援サポーターを対象とした研修を実施</p>	<p>◆保育所等訪問支援の開始</p> <p>令和5年度から子ども発達ルームが実施</p> <p>◆新規事業所の開設</p> <p>令和2年度～令和4年度まで毎年度市内に1か所ずつ新規の放課後等デイサービス事業所が開設された。</p> <p>◆放課後等デイサービス事業所連絡会の開催</p> <p>令和3年度から市内事業所を対象に情報交換や研修を実施</p>
	評価	B	C
	課題	<p>◆支援対象となる児童生徒への個に応じた支援を行うため、学校の状況に応じた配置が必要である。</p> <p>◆定員を満たす数の応募がなかったため、引き続き特別支援サポーターの確保を図る必要がある。</p>	<p>◆サービスの受皿不足については事業所と調整を行い、ある程度は解消したものの、他方で医療的ケア児や重度心身障がい児、グレーゾーンの児童など子どもの状態や保護者のニーズに配慮しながら適切につなぎをすることが必要となっている。</p>
今後の取組の方向性		◆引き続き特別支援サポーターの確保を図る。	◆子どもの状況に応じた支援体制の検討やサービス調整を行っていく。

3 第6期三条市障がい福祉計画・第2期三条市障がい児福祉計画の数値目標の検証

現計画の検証

国の策定指針に基づき、各項目の数値等の目標を定めたもの

- ①国により項目及び目標最低値が設定され、市が目標値を設定したもの
- ②国により項目が設定され、市が目標値を設定したもの
- ③市が項目及び目標値を設定したもの

令和5年9月現在

No.	項目	項目・目標値 設定方法	目標値	実績値	評価	今後の取組の方向性
1	計画期間における地域生活移行者数	①	3人	0人	未達成	グループホームへの移行を促進する。
2	令和5年度末時点の施設入所者削減数	①	2人	△4人	未達成	施設入所の適正化と介護保険サービスへの移行を促進する。
3	令和5年度末時点における地域生活支援拠点の確保	①	1か所	1か所	達成	
	地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	①	年1回	年1回	達成	
4	令和5年度の年間一般就労移行者数	①	12人	13人	達成	
5	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業利用者	①	5人	22人	達成	
6	令和5年度末時点の就労定着率8割以上の事業所数	①	3か所	4か所	達成	
7	児童発達支援センターの設置	①	1か所	0か所	未達成	当市が求めるセンターの役割とあり方について引き続き検討していく。
8	保育所等訪問支援の提供体制の構築	①	1か所	1か所	達成	
9	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	①	1か所	1か所	達成	
10	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	①	1か所	1か所	達成	
11	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	②	有	有	達成	
12	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 (※)	②	無	無	達成	
13	令和5年度末に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	②	有	有	達成	
14	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	②	有	有	達成	
15	令和5年度の作業工賃平均月額(就労継続支援B型)	③	15,500円	15,064円	未達成	工賃アップの取組を推進する。

※ 子どもの育ちサポートセンターが連携の中心となり、支援の調整を担うため、専任の職としての配置を要しない。

4 第4期三条市障がい者計画における施策の方向性

第3期三条市障がい者計画

【施策分野】	【施策の方向性】（変更前）
相談支援の充実	相談支援専門員の連携体制の充実
	相談支援専門員の確保と育成
日常生活支援の充実	重度の方の受皿の確保と支援体の充実
	家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応
就労支援・雇用促進	低単価・低工賃等への対応
	企業等・福祉との連携と情報共有化のためのネットワークの構築
障がいの早期発見・確実な支援	早期発見・相談の着実な実施
	支援体制の充実と支援への確実なつながり

第4期三条市障がい者計画（案）

【施策の方向性】（変更後）	【変更理由】
重層的な相談支援体制の充実	令和7年度の重層的支援体制開始に伴い、多分野との連携に向けた取組を進めていく必要があるため
権利擁護支援の充実	ともまち条例制定に伴い、条例に基づく取組のほか、条例の趣旨に即した取組を進めていく必要があるため
重度の方の受皿の確保と支援体の充実	
家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応	
低単価・低工賃等への対応	
障がい者の経済的自立の促進	計画していた企業誘致や就労支援に係る協議の場の設置が完了したため（本人本位の施策にシフトするもの）
早期発見・相談の着実な実施	
支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の充実	多様化する子どもの姿に合わせた支援体制の見直し、充実を図る必要が生じているため

5 今後のスケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の検証 ・次期計画の方向性 		<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画案の作成 					<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の策定 	
事務局会議	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	
計画推進部会	1回目				2回目				
自立支援協議会		1回目				2回目		3回目	
議会その他							<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告 ・パブリックコメント実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県報告 	